

平成31年度 事業経費算定マニュアル

- ◇ 事業計画評価指針
- ◇ 事業経費算定要領
- ◇ 事業経費算定基準表
- ◇ 講師謝金基準

えどがわエコセンター

事業計画評価指針

1. エコセンターの活動方針に即しているか
2. 目的や対象が明確になっているか
3. 確実に実施できる事業主体が存在するか
4. 時代に即応し、かつ新規性に富んでいるか
5. 効果が期待できる事業計画になっているのか
6. プログラムを実施する際には体験的手法が取り入られているか
7. 費用対効果を充分考慮しているか
8. 事業を実施できる経営資源（人や技術など）が確保されているか
9. 類似する事業や他機関との調整はすんでいるか
10. 環境に配慮した運営がなされるよう計画されているか

エコセンター事業実施経費算定要領

1. 目的

この要領は、NPO法人えどがわエコセンターが事業を実施するにあたり、正会員である団体等が個別事業を実施する際の経費の算定基準と手続きを定めたものです。

2. 対象事業

えどがわエコセンターの活動方針に基づき計画された事業で、企画提案事業審査委員会で実施が適当とされた次の事業を対象とします。

- (1) えどがわエコセンターの正会員である団体等が企画・提案・実施する事業
- (2) その他、理事長が特に必要と認めた事業

3. 経費算定

経費の算定は別表に基づきます。ただし、民間助成金による事業は各々の助成金の基準を適用します。

別表

事業経費算定基準表

経費費目	説明
謝金	講師謝金基準に準拠。ただし、対象参加者数や類似事業と比較し、著しく高額にならないよう留意すること。なお、謝金を支出した場合、原則として旅費（車を使用した場合、燃料代、高速料金、駐車場等を含む）は支出しない。講師は原則一事業に対し一人とする。ただし、講師補助員が必要な事業については、一事業に対し二人までとする。また、バス見学会等における引率については、原則費用弁償の対象とする。野外での事業について、講師2名以上、講師補助3名以上を必要とする場合は、参加者8名に対しガイドインストラクター1名を配置、1事業につき5名を上限とする。ガイドインストラクターの謝金は一律4,000円とする。
費用弁償	費用弁償規定に基づく。講座の受付などエコセンター事業に従事した場合の交通費・雑費相当の支弁。従って、旅費との併給は認められない。事業の参加者数や類似事業と比較し、支給対象者が著しく多くなならないように留意すること。また、事前準備・事後処理は対象としない。事業の開催時間が、4時間以上の場合は2,000円。4時間未満は1,000円を支給する。
保険料	エコセンターが主催する参加者20人以上の事業には、行事保険が適用されているので、計上する場合には事務局と協議すること。
旅費	事業実施の準備等でエコセンターに来所した場合、旅費を支給する。また、新規事業で実施踏査が必要な場合は、上限を2人分まで支給する。実地踏査にあたっては、原則公共交通機関を利用するものとする。やむを得ず、自動車による実地踏査が必要な場合は、事前に事務局と協議すること。
事務管理費	企画や運営・実施に要する管理経費で、総経費の10%以内とする。予算より経費が超過した場合等は、事務管理費で補う。なお、他団体との共催事業及び委員会事業については対象としない。
会場費	実業実施に直接要する会場借上げ費用および、会場までの荷物運搬に要する駐車場料金。マイクやプロジェクターなど、会場と一体で使用する付帯設備の使用料
消耗品費	紙や文具、フィルム、書込み用CD-ROM等、当該事業に直接使用し消費される物品に要する経費。前年度に購入し、継続して使用できる物については対象としない。
教材費	当該事業に直接必要な図書、テキスト、ビデオ、CD、DVD教材キット等。図書などは原則として、事業実施後エコセンターの図書として管理する。
郵送料	当該事業に直接要する郵券及び宅配便などの送料代
賃借料	バスや機材の借り上げ、荷物運搬用車両レンタル料。バスの借り上げに伴う高速道路料金を含む。賃借料は、事務管理費の対象としない。
印刷・製本費	チラシ・ポスター等の印刷および報告書などの印刷・製本費。写真現像プリント代。当日配布するテキスト等のコピー代。ただし、可能な限り、エコセンター多目的ルームの印刷機を利用すること。印刷・制作物を1部提出のこと。

※注1 事業計画に上記基準に基づき計上した経費算出書を添付し、提出してください。

※注2 いずれの費目も精算の際には領収書が必要です。電車賃など領収書が取れない場合は、交通費精算書を提出してください。

講師謝金基準

(目的)

第1条 特定非営利活動法人えどがわエコセンター（以下「エコセンター」という。）が主催、共催等（以下「主催等」という。）する環境学習や環境保全活動などの講師および講師補助員に対する謝金の基準を定めることを目的とする。

(講師の範囲)

第2条 講師とは、特定の分野における専門的知識・技術等を有する者であって、エコセンターが依頼したものをいう。講師は原則一事業に対し一人とする。
講師補助員は講師の必要に応じエコセンターが依頼した者で、講師の補助を行う者とする。

(謝金の額)

第3条 講師および講師補助員の区分は次の各号によるものとし、講師および講師補助員の標準謝金は原則として、別表の区分別謝金に定める額とする。

ただし、特に必要と認める場合は、その都度、理事長が決定する。

- (1) クラスーAは、大学教授など、環境問題や保全活動を専門分野として学識経験の実績がある者又は環境問題や環境保全活動の専門分野知識を有し、講師やコーディネートなどの経験がある者。
- (2) クラスーBは、NPO、環境ボランティア団体、その他で地域の環境問題や環境保全活動に関わり、講師やコーディネートとして経験が3年以上ある者
- (3) クラスーCは講師補助員とし、環境問題や環境保全活動の経験は浅いが、資質と能力を有し意欲のある者。

(委任)

第4条 この基準の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月9日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（一部改正）

区 分	標準謝礼金
クラスーA	10,000～30,000
クラスーB	6,000
クラスーC	3,000

※上記金額は、概ね2時間以上の金額とする。

1時間以内の場合は、半額とする。